

## 参考資料7 要監視項目の調査結果について

### 1. 要監視項目とは

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境省が平成5年3月に設定したものである。

### 2. 調査結果

平成15年度は、916本（23都道府県）の井戸において測定が行われた。いずれの項目についても指針値の超過は見られなかった。

#### <地下水における要監視項目の指針値超過状況>

項目名	平成15年度				平成6～15年度（累積）				指針値 (mg/L 以下)
	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	
クロロホルム	473	0	0	15	3,573	0	0	44	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	617	0	0	15	7,291	0	0	42	0.04
1,2-ジクロロプロパン	341	0	0	13	2,756	0	0	42	0.06
p-ジクロロベンゼン	341	0	0	13	2,756	0	0	42	0.3
イソキサチオン	177	0	0	11	1,997	0	0	43	0.008
ダイアジノン	181	0	0	12	2,041	0	0	43	0.005
フェニトロチオン(MEP)	194	0	0	13	2,026	0	0	43	0.003
イソプロチオラン	186	0	0	12	1,991	0	0	43	0.04
オキシ銅(有機銅)	186	0	0	12	1,951	0	0	42	0.04
クロロタロニル(TPN)	190	0	0	13	2,019	0	0	43	0.05
プロピザミド	186	0	0	12	2,007	0	0	43	0.008
EPN	365	0	0	18	4,624	0	0	47	0.006
ジクロロボス(DDVP)	189	0	0	12	1,920	0	0	43	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	177	0	0	11	1,934	0	0	43	0.03
イプロベンホス(IBP)	177	0	0	11	1,894	0	0	43	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	197	—	—	12	2,179	—	—	44	—
トルエン	412	0	0	14	3,134	0	0	42	0.6
キシレン	412	0	0	14	3,122	1	0.0	42	0.4
フタル酸ジェチルヘキシル	203	0	0	12	2,042	1	0.0	41	0.06
ニッケル	298	—	—	13	2,666	—	—	43	—
モリブデン	179	0	0	11	2,166	2	0.1	41	0.07
アンチモン	285	—	—	14	2,635	—	—	42	—

- (注) 1. 都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。  
 2. 評価は年間平均値による。  
 3. 項目・指針値は、平成15年4月時点のものである。